

名古屋市告示第154号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
守山エス・アンド・エス株式会社  
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
  
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出
  - (1) 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号。以下「条例」という。）第5条の2第1項及び第3項に規定する使用料
  - (2) 条例第5条の4に規定する還付金
  
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和8年4月1日
  
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年4月1日

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課